

消防消第66号
平成23年5月6日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインについて（通知）

消防隊員が、火災発生建物への屋内進入を実施する際に着装する消防隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）には高い安全性が求められているところです。

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全性の向上のため、個人防火装備に求められる機能を検討し、一定の性能を示すことを目的として、「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会」を開催しました。この検討会において、「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する報告書」が取りまとめられたことから、これを踏まえて、この度、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しましたので、別添のとおり通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、個人防火装備を調達される際には、下記の事項に留意のうえ、このガイドラインを参考とされ、その仕様について十分な検討をいただくなど、消防隊員の安全性の向上に万全を期していただく旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防隊員の安全

消防隊員の安全は、①個人防火装備、②教育訓練、③安全管理体制の全てが十分に確立されて得られるものであることから、消防隊員が個人防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施する必要があること。また、この際、「警防活動時における安全管理マニュアル（改訂版）」の送付等について」（平成23年3月30日付け消防消第40号、消防防第129号）に示されている事項についても留意する必要があること。

2 個人防火装備の仕様

ガイドラインは、日本全国で起こりうるあらゆる火災等に対応可能な個人防火装備の性能を示しているものではないので、各消防本部においては、消火活動中の危険性、個人防火装備の機能・性能等を十分理解した上で、地域特性、消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考としながら、個人防火装備の仕様について十分な検討を行うこと。

※「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会報告書」の配付について

今後、各都道府県あてに「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会報告書」を発送しますので、消防本部へ1部ずつ配付いただきますようお願いいたします。また、本報告書及びこれまでの検討会における検討状況についても、消防庁のホームページに掲載しますので、必要に応じてご活用をお願いします。

事務担当

消防庁 消防・救急課 警防係

大森係長、井口事務官

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話 03-5253-7522 (直通)

FAX 03-5253-7532

E-mail keibou@ml.soumu.go.jp